

表1 スマートビザ申請要件 新旧制度比較

	2018年12月改定前	2018年12月改定後
対象者	高度技術専門家（Smart "T"） 上級管理職（Smart "E"） 投資家（Smart "I"） ベンチャー企業事業者家（Smart "S"）	変更なし
対象分野	次世代自動車 スマートエレクトロニクス 高所得者向け観光・メディカルツーリズム 農業・バイオテクノロジー 未来食品 自動化・ロボット 航空・物流 バイオ燃料・バイオ化学 デジタル 医療ハブ	次世代自動車 スマートエレクトロニクス 高所得者向け観光・メディカルツーリズム 農業・バイオテクノロジー 未来食品 自動化・ロボット 航空・物流 バイオ燃料・バイオ化学 デジタル 医療ハブ 裁判外紛争解決 科学・技術分野における人材育成 代替エネルギー・環境マネジメント
申請条件 高度技術専門家 （一般） Smart "T"	専門性	
	ターゲット産業における科学技術の専門性をSTC(Strategic Talent Center) が定めた機関から認証されること。 例外として、政府機関での勤務の場合は雇用先の政府機関から認証を受ける。	ターゲット産業における科学技術の専門性をSTC(Strategic Talent Center) が定めた機関から認証されること。
	勤務先	
	勤務先の事業が関連政府機関によりターゲット産業に該当する事業である認証を受けていること。	変更なし
	給与/所得	
	月給が200,000バーツ/月または相当額以上であること。	所得が100,000バーツ/月または相当額以上であること。
		ベンチャー企業で働く場合、または関連機関により認証を受けた定年後の専門家である場合は所得が50,000バーツ/月または相当額以上であること。
申請条件 高度技術専門家 （政府機関・教育機関・専門トレーニング機関での勤務または裁判外紛争解決分野の専門家である場合） Smart "T"	雇用契約	
	申請を行った日から1年以上の雇用契約またはサービス契約期間があること。または、政府機関と協力している証拠を有していること。	タイ国内または海外の事業との雇用契約またはサービス契約があり、タイ国内での勤務期間が申請を行った日から1年以上あること。
	専門性	
		政府機関で勤務する場合、当該機関がターゲット産業における科学技術の専門性の認証をすること。
		教育機関または私立の専門トレーニング機関で勤務する場合、STC(Strategic Talent Center) が定めた機関がターゲット産業における科学技術の専門性の認証を受けること。
		裁判外紛争解決分野の専門家である場合、タイ紛争解決センターといったタイ国内の裁判外紛争解決機関または事務所が対象者の専門性を認証し、入国の目的が裁判外紛争解決サービスの提供であることを保証する。
申請条件 投資家 Smart "I"	雇用契約	
		政府機関、教育機関、専門トレーニング機関、裁判外紛争解機関または事務所との雇用契約、サービス契約または協力・提携を示す証拠書類を有し、該当書類にタイ国内での勤務が定められていること。
	投資条件	
申請条件 投資家 Smart "I"	製造工程またはサービス提供の基盤としてタイのターゲット産業に該当する技術を使用する企業に対し、個人名義で2千万バーツ以上を投資していること。1企業以上に対し投資することができる。	①または②のいずれかに該当すること。 ①生産およびサービス提供の基盤としてテクノロジーを使用する事業、もしくは共同出資事業への個人名義の投資額が2,000万バーツ以上であること。 ②スタートアップ事業、インキュベーション事業、アクセラレーター事業への個人名義の投資額が500万バーツ以上であること。 ※1事業以上への投資をしてよい。 ※申請者が立ち上げた事業、および申請者の投資対象である事業は、生産およびサービス提供の基盤としてテクノロジーを使用する事業であることと、ターゲット産業に該当する事業であることを関連政府機関から認証されなければならない。 ※スマートビザ所持期間中は上記投資を保持しなければならない。
	学歴	
	学士以上の学歴を有し、10年以上関連業務分野での勤務経験があること。	変更なし
	給与/所得	
	給与が200,000バーツ/月または相当額以上であること(他の報酬は含めない)。	所得が200,000バーツ/月または相当額以上であること。
	雇用	
	タイ勤務を指定するタイ国内または海外の事業との雇用契約があり、タイ国内での勤務期間が申請日から1年以上であること。	変更なし
申請条件 上級管理職 Smart "E"	社長、常務取締役といった上級経営者の役職を有すること。	変更なし
	対象が従事する事業の製造工程またはサービス提供においてテクノロジーが使用され、さらにターゲット産業に該当する事業であるという認証を関連政府機関から受けること。	変更なし

	2018年12月改定前	2018年12月改定後
	原則	原則（ビザ承認期間別）
申請条件 スタートアップ事業者 Smart "S"	以下の基準を満たしていること。 ①タイまたは国外で開設した口座に、残存期間が1年以上で600,000バーツ以上または同等の定期預金があること。合法的な配偶者・子女がいる場合は、タイ国内または国外で開設した口座の残存期間が1年以上ある定期預金に、更に180,000バーツ以上または同等の金額を有していること。 ②申請者および合法的な配偶者・子女がタイ滞在期間中に適用される健康保険に加入していること ③ターゲット産業に該当するインキュベーションプログラム、アクセラレータープログラム、またはその他政府機関による類似プログラムに参加し認証を受けること。これらのプログラムに参加しない場合は、関連政府機関との共同出資を行うか、関連政府機関から証明を受けること。 ④1年以内にタイで起業し、事業がターゲット産業に該当する証明を関連政府機関から受けること。 さらに、対象は資本の25%以上を保有するか、あるいは取締役会の一員であること。	<ビザの期間が6ヵ月の場合> 以下の基準を満たしていること。 ①スタートアップ事業計画があり、該当事業の重要部分に関連政府機関から認証を受けたテクノロジーまたはイノベーションの利用があること。または、政府機関によって認証されたスタートアップキャンプに参加すること。 ②タイ滞在期間中に適用される健康保険に加入すること。
		<ビザの期間が1年未満の場合> 以下の基準を満たしていること。 ①ターゲット産業に該当するインキュベーションプログラム、アクセラレータープログラム、またはその他政府機関による類似プログラムに参加し認証を受けること。これらのプログラムに参加しない場合は、関連政府機関との共同出資を行うか、関連政府機関から認証を受けること。 ②申請者が国籍を有する国、居住する国、またはタイ国内の口座に、3ヵ月以上継続して600,000バーツ以上の金額を有していること。合法的な配偶者・子女がいる場合は、該当口座に加えて更に180,000バーツ以上の金額を有していること。 ③申請者および合法的な配偶者・子女がタイ滞在期間中に適用される健康保険に加入していること。
		<ビザの期間が2年未満の場合> 以下の基準を満たしていること。 ①関連政府機関によってターゲット産業に該当すると認証されたスタートアップ事業をタイ国内で行うこと。 ②登録資本金の25%以上を保有していること、あるいは取締役会の一員であること。 ③申請者が国籍を有する国、居住する国、またはタイ国内の口座に、3ヵ月以上継続して600,000バーツ以上の金額を有すること。合法的な配偶者・子女がいる場合は、該当口座に加えて更に180,000バーツ以上の金額を3ヵ月以上継続して有すること。 ④申請者および合法的な配偶者・子女がタイ滞在期間中に適用される健康保険に加入していること。

(出所)タイ投資委員会（BOI） 布告Por12/2561、および公式HP

	2018年12月改定前	2018年12月改定後
恩典 高度技術専門家 （一般・政府機 関・教育機関・専 門トレーニング機 関での勤務または 裁判外紛争解決分 野の専門家である 場合） Smart "T"	ビザ期間	
	最長4年のビザSmart"Ｔ"を得られる。ただし雇用契約期間を超えないこと。1回あたりのビザ延長は最長4年まで可能。	変更なし
	就労許可証	
	Smart"Ｔ"の枠で承認を受けた事業または政府機関での就労活動における就労許可証を取得しなくてよい。 変更や追加がある場合は、該当する事業の条件に従い認証を受けること。	変更なし
	レポート	
	(90日レポートの代わりに)年に1回レポートを提出すること。	変更なし。OSOSで行うことができる。
	リエントリー	
	回数制限なしでタイへの再入国が可能。	変更なし
	合法的な配偶者・子女への恩典	
	合法的な配偶者および子女もタイで居住できる。さらに、満18歳以上であり、かつ外国人が禁止されている業種でなければ、就労許可証なしで就労することが可能。	合法的な配偶者および子女も、タイで居住できる。Smart"Ｔ"取得者と同期間タイで就労することができる。しかし、満18歳以上であり、外国人の就労が禁止されている業種でないことが条件である。
その他の恩典		
	タイ出入国において、ファーストラックサービスを利用できる。	
恩典 投資家 "Smart I"	ビザ期間	
	1回の申請につき最長4年のビザSmart"Ｉ"を得られる。	最長4年のビザSmart"Ｉ"を得られる。ビザの延長は1回あたり4年まで可能。
	就労許可証	
	Smart"Ｉ"の枠で認証を受けた事業または政府機関での就労活動における就労許可証を取得しなくてよい。 変更や追加がある場合は、該当する事業の条件に従い認証を受けること。	変更なし
	レポート	
	(90日レポートの代わりに)年に1回レポートを提出すること。	変更なし。OSOSで行うことができる。
	リエントリー	
	回数制限なしでタイへの再入国が可能。	変更なし
	合法的な配偶者・子女	
	合法的な配偶者および子女もタイで居住できる。さらに、満18歳以上であり、かつ外国人が禁止されている業種でなければ、就労許可証なしで就労することが可能。	合法的な配偶者および子女も、タイで居住できる。Smart"Ｉ"取得者と同期間タイで就労することができる。しかし、満18歳以上であり、外国人の就労が禁止されている業種でないことが条件である。
その他の恩典		
	タイ出入国において、ファーストラックサービスを利用できる。	
投資条件		
申請条件 上級管理職 Smart "E"	ビザ期間	
	1回の申請につき最長4年のビザSmart"Ｅ"を得られる。	最長4年のビザSmart"Ｅ"を得られる。ビザの延長は1回あたり4年まで可能。
	就労許可証	
	Smart"Ｅ"の枠で認証を受けた事業または政府機関での就労活動における就労許可証を取得しなくてよい。 変更や追加がある場合は、該当する事業の条件に従い認証を受けること。	変更なし
	レポート	
	(90日レポートの代わりに)年に1回レポートを提出すること。	変更なし。OSOSで行うことができる。
	リエントリー	
	回数制限なしでタイへの再入国が可能。	変更なし
	合法的な配偶者・子女への恩典	
	合法的な配偶者および子女もタイで居住できる。さらに、満18歳以上であり、かつ外国人が禁止されている業種でなければ、就労許可証なしで就労することが可能。	合法的な配偶者および子女も、タイで居住できる。Smart"Ｅ"取得者と同期間タイで就労することができる。しかし、満18歳以上であり、外国人の就労が禁止されている業種でないことが条件である。
その他の恩典		
	タイ出入国において、ファーストラックサービスを利用できる。	

	2018年12月改定前	2018年12月改定後
特典 スタートアップ事業者 Smart "S"	特典	特典（ビザ承認期間別）
	①初回の申請につき1年のビザ"Smart"S"を得る。認証を受けた事業を開始した場合、1回につき2年の延長が認められる。 ②Smart"S"の枠で認証を受けた事業または政府機関での就労活動における就労許可証を取得しなくてよい。 変更や追加がある場合は、該当する事業の条件に従い認証を受けること。 ③(90日レポートの代わりに)年に1回レポートを提出すること。 ④回数制限なしでタイへの再入国が可能。 ⑤合法的な配偶者および子女もタイで居住できる。さらに、満18歳以上であり、かつ外国人が禁止されている業種でなければ、就労許可証なしで就労することが可能。	<ビザの期間が6ヵ月の場合> ①最長6ヶ月のビザSmart"S"を得られる。認証を受けた事業を開始した場合、1回につき2年の延長が認められる。 ②Smart"S"の枠で認証を受けた事業または政府機関での就労活動における就労許可証を取得しなくてよい。 変更や追加がある場合は、該当する事業の条件に従い認証を受けること。 ③(90日レポートの代わりに)年に1回レポートを提出すること。 OSOSで行うことができる。 ④回数制限なしでタイへの再入国が可能。 ⑤タイ出入国において、ファーストトラックサービスを利用できる。
		<ビザの期間が1年の場合> ①法人未設立の場合、最長1年のビザSmart"S"を得られる。認証を受けた事業を開始した場合、1回につき2年の延長が認められる。 ②Smart"S"の枠で認証を受けた事業または政府機関での就労活動における就労許可証を取得しなくてよい。 変更や追加がある場合は、該当する事業の条件に従い認証を受けること。 ③(90日レポートの代わりに)年に1回レポートを提出すること。OSOSで行うことができる。 ④回数制限なしでタイへの再入国が可能。 ⑤合法的な配偶者および子女も、タイで居住できる。 Smart"S"取得者と同期間タイで就労することができる。しかし、満18歳以上であり、外国人の就労が禁止されている業種でないことが条件である。 ⑥タイ出入国において、ファーストトラックサービスを利用できる。
		<ビザの期間が2年の場合> ①最長2年のビザSmart"S"を得られる。ビザの延長は1回あたり2年まで可能。 ②Smart"S"の枠で認証を受けた事業または政府機関での就労活動における就労許可証を取得しなくてよい。 変更や追加がある場合は、該当する事業の条件に従い認証を受けること。 ③(90日レポートの代わりに)年に1回レポートを提出すること。OSOSで行うことができる。 ④回数制限なしでタイへの再入国が可能。 ⑤合法的な配偶者および子女も、タイで居住できる。Smart"S"取得者と同期間タイで就労することができる。しかし、満18歳以上であり、外国人の就労が禁止されている業種でないことが条件である。 ⑥タイ出入国において、ファーストトラックサービスを利用できる。

(出所) タイ投資委員会 (BOI) 布告Por12/2561、および公式HP